

被服協會

國民服(男子用)の手引

目次

創定の趣旨	被服協會	(一)	
國家的要求に基づく	被服協會理事長 陸軍主計中將	石川半三郎	(四)
創定の經過	被服協會事務理事 陸軍主計中將	鹿野澄	(六)
全幅の支持、協力を切望	陸軍省高木衣糧課長談		(八)
國民服提唱の理由	厚生省當局談		(八)
標準型解説			(一〇)
着裝竝に用例			(一一)
國民服儀禮章			(一三)
色相の標準			(二七)
大小號數區分			(二七)
服地質の標準規格			(二八)
服地及縫製註文に就て			(三二)

調製價格の基準……………(三三)

附 録

號數割出し基礎寸法表……………(三四)

同調製寸法(仕立上り)表……………(三六)

國民服縫製工料及附屬品所要基準表……………(三八)

縫製註文者身體寸度實測記入票……………(三九)

國民服(男子用)の手引

被服協會

創定の趣旨

世界の歴史を繰いて國々の興亡、民族盛衰の跡をたづねると、それら興亡盛衰は被服風俗がよく之を象徴してゐるやうである。即ち發展的國民にはおのづから發展興隆に連する進歩的服裝を見ること出来るが、衰退的な民族には凡そ前者とは對蹠的な被服に固執するの觀がある。

然らば我國の服裝はいかにといふに、朝鮮や支那の影響などをうけて古來幾變遷を重ね、特に明治維新の方は歐米の模倣に急であつたため、自然自主的體制を缺き、彼是多種複雜を極めてゐるのみならず、動もすれば無批判無選擇にこれを輸入し、又徒らに外國の流行に追從せんとして波々たる傾向さへあつた。かくて我が國民の服裝は遺憾ながら形而上、形而下ともに幾多の缺點を包蔵してゐる

ことは否めない事實といふべきであると共に、今や我が日本は自主獨往、國運ます／＼隆々たり、聖戰三年有餘の輝かしき戰果と共に東亞に新秩序を建設せんとし、建國以來の飛躍的段階に躍進しつゝあるのである。従つて最早舊來の舊の服裝では此の新時代に適應し難いものがあるので、國民服裝の刷新といふことは茲に贅言するまでもなく必然的に喫緊事となつて來てゐるのである。即ち現在の國民の被服を我が國情を基調として整理、改善、合理化し、同時に我が大和民族大發展の氣魄、品位等を表徴し、更に國防力充實の絶對的緊要性に鑑みて、之等の要素を十分に取入れた國民服裝の改善は從來識者の要求してやまないところであり、又、現下我が國民に課せられた不可避の問題であつた。

こゝにおいて、十年一日の如く國民被服の合理化と軍民被服近接のために努力し來つた被服協會は昭和十四年十月、國民被服刷新委員會を設け、陸軍、厚生兩省を始め關係官民の熱心なる支援、協力と斯界權威者の絶大なる苦心、研究により今回漸く先づ男子用國民被服標準型を完成するに至つたのである。

勿論、この男子用國民被服標準型は、原則としては單一を理想とするが、着用者の體格、年齢、職業等を考慮し、幾分これを緩和して四種とし、各自の選擇にまかせることになつた。なほ、一見すると從來の背廣服と大差ないやうであるが、現存の我國および各國の被服はもとより、歴史的にも廣く之を考究し細部の點に至るまで改善を加へたもので、活動、保健、經濟、外美、體容など被服としての要件を具備するは勿論、勤勞と儀禮用兩者を一元化し、男子服としての剛健性を與へ又資源的に有利に、且つ軍服への轉換を容易ならしめると共に、カラー、ネクタイ、ワイシャツ、チヨツキを一蹴し我が國風と氣候、習俗等に出来るだけ適應せしめたものである。

而して特にこの國民服につき國民に深い理解を求めて置きたいのは、我國現下の世界的地位と複雑なる國際情勢に顧みて、之を國防化することが不可欠の要件であるといふことである。それは近代戰は陸海空軍の戰闘即ち武力戦だけでは勝敗が決し難く、國の總力を擧げて戦はねばならないのであるから、被服の資源を多く外國に依存して來た我國としては、いざといふ際を慮つて、最少限度の加工により容易に軍用に轉移し得るところの被服、材料を民間に留保して置くといふことの必要に外ならぬのである。

なほ、支那事變の片がついたら棉花なり羊毛なりが、どし／＼輸入され、また、日、滿、支ブロックによる衣料資源の自給自足も早晚可能になるだらうから、何もあはてゝ國民服の如きものを作る必要はあるまい、などと考へる向が若し假りにありとすれば、それは戰時下なので茲に數字を擧げて述べることは出来ないが、思はざるも甚だしと云はざるを得ないのである。

最後に一言したきは、國民服は此際決して各自直ちに着用するを願ふものではないといふことで、折角、標準型の完成を見た次第ではあるが、従来の洋服を捨て、之に更新を要すると即断し、或は徒らに先走りして資源の浪費を來すやうなことがあつてはならないのである。即ち從來各自が所有してゐる服を出来る限り使用して補充を要する場合とか、或は學校から社會に出る際とかで、是非とも勤務服や團體服などの新調を要する時に始めて之に轉移し、或は之に依ることが望ましいのである。要は、この國民服の生れ出るべくして生れ出た所以、即ち、その絶對的必然性を正しく理解して、眞の所要に臨み之を調製し愛用されることを希望するにある。而して是れやがて我が國民としての義務であり、同時に大なる誇りでもあらうと思ふ。

國家的要求に基く

被服協會理事長 石川半三郎
陸軍主計中將

被服協會が國民服運動に乗出すに就ては、先づ第一に之に關する信念を確立し、而して標準型の完

成に邁進せんとする根本方針をきめたのであつた。即ち、この國民服のやうな問題は、議論百出、實行を躊躇逡巡するに至るの虞が多分にあるので、先づ被服に對する我々國民の信念を確立すると共に、衣服の國家的、社會的性質を無視して之を全然個人の生活、個人の問題として取扱ふ如き觀念の是正が、最も緊要であると認められたからである。

そも、被服は人類だけが之を有するもので、その本能的欲求としての美觀、趣味などもさることながら、保健、衛生、經濟等は勿論、一面において倫理的、道德的存在でもあり、また國家社會文化の一要素でもある。従つて、極めて嚴肅なる意味では、被服は個々の人々により私し得ないものだとも云ひ得ると思ふ。換言すれば、被服は個人の必要と個人の好みを以て個人と共に存在すると同時に、一面、國家社會的存在であると云はねばならぬ。故に被服を國家的、社會的に統制するといふことは決して無意義ではない筈である。況んや我國の現状の下においては、個人的にも國家的にも消費節約の緊切なることの外、國民精神の作興と國防上の要請が特に切實とならざるを得ないのである。従つて個人の自由に偏重した主義、觀念の如きは此際永劫に拂拭し去らねばならない。そこで國民服は、この信念に基き、さうして我が國情に即して創案されたのである。

これを要するに、茲に我々が提唱する國民服は、國民の便益、經濟と共に、必然の國家的要求とし

て誕生したのであるから、國民は能く此點を理解し、漸次これに轉移せられんことを切望に堪へないのである。

六

國民服創定の經過

被服協會事務理事
陸軍主計中將

鹿野 澄

このたび國民服（男子用）を創定したに就て、その經過の概略を述べる。
昭和十三年十月、國民精神總動員中央聯盟は、陸軍省及び厚生省其他各方面の協力のもとに「服装に關する委員會」を組織し、戰時國民生活様式確立の一部門として、積極的活動を開始したのである。

以來、同委員會は回を重ね、この運動の實施要綱として日本民族の獨自且進歩的なる、また世界の衣服文化に於て指導的なる日本服を完成すること、而してその服種、名稱、形式の概要、制定方法等を決定し、愈々實踐活動に移るべき段階にまで到達した。

然るに、時、たま／＼聯盟の改組に遭ひ、この運動は中絶を餘儀なくされ、改組後も容易に運動を復活し得ず、遂には種々の事由から國民服装問題より退避を表明するに至つたのである。

茲に於て一朝有事の際俟つあるべきを期して文字通り十年一日の如く軍民被服の近接、被服資源の開發、培養の促進、國民被服の合理化等の指標の下に、鋭意被服報國を念願として努力して來た我が被服協會は、この國民精神總動員中央聯盟の「被服に關する委員會」に對して最初より積極的協力を傾注してゐた關係もあり、國民服装刷新運動が刻下の急務なるのみならず、本會多年の趣旨と一致するものである點に於てその運動を一括して繼承することにした次第であつた。

そこで被服協會は直に「國民被服刷新委員會」を設置し、實行綱領を定めて目的達成のため一意邁進し來つたのであるが、幸にして陸軍省及び厚生省を始め關係各省、民間有力者の後援と協力を得て、先づ男子用國民服を創定するに至つたわけであるが、之を契機として右の「國民被服刷新委員會」を解散し、更めて「被服刷新部」なるものを設け國民服に關する諸般の計畫實踐を著々進めつゝあるのである。

全幅の支持、協力を切望

陸軍省高木糧課長談

今回被服協會に於て、關係各方面の援助、指導のもとに男子用國民服を制定し、廣く國民一般に之が推奨を發表したのであるが、陸軍としては軍民被服の近接と云ふ問題は我國被服資源の現狀に鑑み國防上極めて緊要と確信する次第なるを以て、積極的に之を支援したい考へである。既に獨、伊等に於ては國民服を制定し實績顯著なるものがあるに比し、我國としては之が實施甚だ遅き憾みがある。各方面に於かれても光輝ある紀元二千六百年を劃し全幅の支持、協力を切望する次第である。

國民服提唱の理由

厚生省當局談

三年前國民服の提唱以來、官民各方面より多大の反響があり、被服費の支出に悩む薄給のサラリーマン、新に社會に出んとする學校卒業生、背廣服の不便、不經濟に苦しむ工場従業員、團體制服を制

定せんとする官吏、教員、會社員等より其の迅速なる制定を要望する投書、陳情は厚生省に殺到した。

國民服提唱の理由は民間被服資源の自給化、國防化と洋服の日本化の見地が主たるものである。蓋し今事變により綿、毛の民間轉用が禁止せられ、國民は始めて年々十數億圓を下らざる被服資源が海外より輸入せられ、日本國民の必需品が主としてアングロサクソンの領土に依存せざれば、一日も生活し能はざりし事實を知るに至つたのであるが、今にして日、滿、支プロックに於ける被服資源の自給化を叫ぶは、寧ろ遲きに失した次第であらう。

古來、我が日本國民の服装は幾多の變遷を経て今日に至つたのである。即ち古代の日本固有時代、朝鮮模倣時代、支那模倣時代、日本主義勃興時代、歐米模倣時代を経て今日に推移し來つたのであるが、今や我が日本が東亞の盟主として東亞の諸國を率ゐるにあたり、日本國民の常服が完全に歐米模倣であり却つて鮮、滿、蒙、支に固有の服装あるは東亞諸族を心服せしむる所以でない。須らく日本官民の智能を寬め世界の水準を抜きたる新日本服の研究、制定を提唱した理由である。

標準型解説

一、要旨

國民服（男子用）の基本構成は上衣、中衣及袴の三者より成り其の標準型は左圖に示す通りで、色合は國防色を建前とし、其の基本形式に變更を加へない範圍に於て多少の裝飾を施し、又年齢、趣味、嗜好並に環境に應じて何れの型を採るも差支へはない。

國民服（男子用）の標準型には四種類あり、型圖に示すやうに何れも特色を有してゐるが、又共通な要素を持つてゐる。

上衣

上衣は四號型を除き他はすべて普通の場合には襟を小開きとしてゐるが、國防的活動、奉公的作業等の場合は必要に應じ之を立て、立折襟の形となし得られるのを特徴とする。その爲めに襟の型式が従来の衰退的な背廣襟とは大いに趣を異にしてゐる。

全般に物入（ポケット）は外部に四個附け且つ一般に其のサイズ稍、大き目にしてゐる。之は非常時に轉用する際、色々の物を多く收容する便宜に基いて設計せられたものである。

實務上の運動、作業等に便利なるを目標として、一般に袖付を緩やかにし、又袖口を開閉し得る如くし、又夏季の氣候に對する處置として、腋開を設けてあるのも特徴として擧げられる。

尙ほ出来るだけ服飾美を與へる如く設計してあるが全然無意味な附加物を排除してある。

中衣

中衣は國民服（男子用）として特に創意工夫せるもので、従来のカラー、ネクタイ、ワイシャツ及チョッキに代つて着せらる。先づ襟は和服襟合せの形式を採用し、日本古來の被服の傳統を現代に生かし合理的な構成としてゐる。即ち從來のカラーによる頸部の窮屈感を除き運動自由で寛裕なものとしてゐる。且つ從來のカラーの如き頸廻りのサイズを限定することなく自由に頸部に適合するの特長を有してゐる。又襟の下には、襟の汚れを防ぎ且つ外觀美を與へるために白の下襟を附し得られ、之は取外し洗濯することが出来るし、又襟の上には副襟を附して頸部の長短を補ふことも出来る。又夏季の蒸暑に對しては襟から換氣も良好で衛生的な形態と云ふことが出来るのである。

る。

袖付、袖口、腋開等は上衣と同様の構成であつて、運動、執務に便であり環境氣候に適應する如く製作されてゐる。

尙、後に着装用例の項に述べてある如く、中衣は上衣を脱しても尙上衣の代りをなし得る如く設計されてゐる。夏季、運動時、執務時には中衣のみを着てゐて何等非禮とはならないことになつてゐるのが一大特色である。

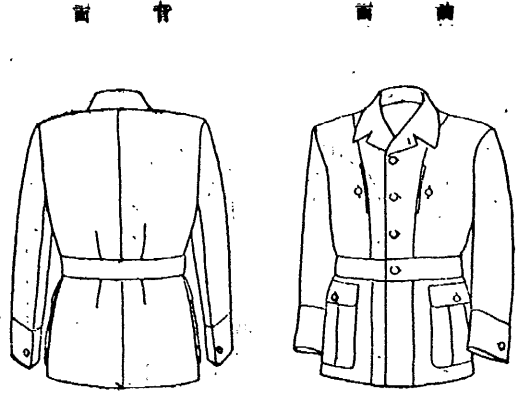
而して中衣の地質としては、各家庭に所有する絹織物地其他の服地柄物類を利用して差支へない。

袴

袴の形式は自由とし、長袴、半、短、乗馬袴、其他氣候、作業、生活の各種に應じたものを組合せて用ひることが出来る。

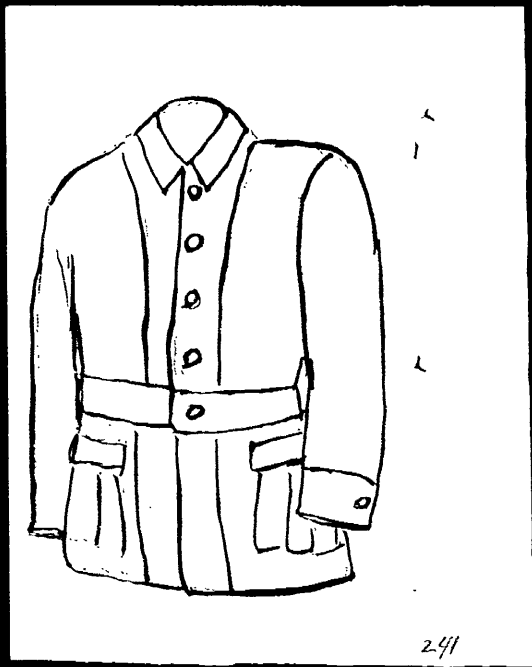
二、形式

伊勢



上衣一號

日本服裝の形式を近代化した點を特色とし其長所をなるべく多く取入れて近代活動に適する如く考察したものである。
その基本形式は襟を小開きとし立折襟ともなし得られ、左右胸物入は縦型に付け、腰物入、帯形及襟形を附し左右裾に脇割があり、袖は寛裕で腋開を付け袖口は鑷袖形(鑷)附とし調節釦により開閉することが出来る。
但し左右の胸物入は横型とするも差支ない。

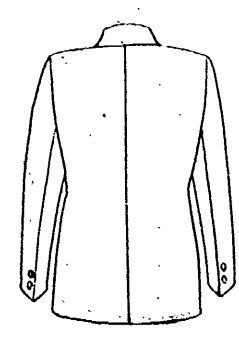


裏
面
白
紙

乙類

背面

前面



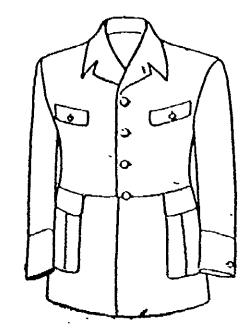
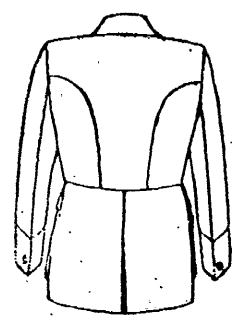
上衣三號

一般背廣服型の裁断に依るもので襟、袖口、腋下および物入等は二號型に準ずる。

一五

背面

前面



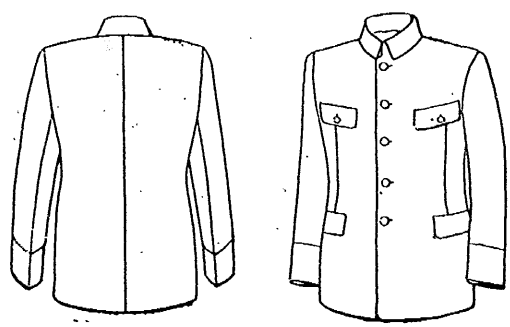
上衣二號

日本服装の特徴を中衣に譲り日本人の體格形態の各種に應じて簡單に體裁よく縫製し得られる如く工夫したものである。
その基本形式は襟、袖口及腋下の形状は一號型に準じ左右の胸及腰に物入を附け背面の縫目は「サイバラ」式として後裂を附し且つ腰線に縫目を設ける。
但し襟は副襟を附け、或は比翼襟とするも差支ない。

一四

(乙 端)

面 背 面 前

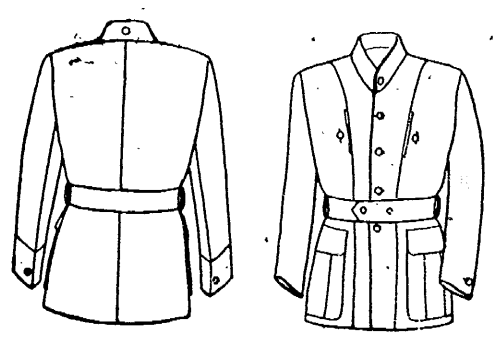


上衣四號

襟は立折襟式(襟ホックは一個又は二個)とし其
他は三號に準ずる。

一六

面 背 面 前



中衣一號

日本服装の形式を取入れたもので襟は日本襟型と
し内外共に必要に應じ分離式襟を附することが出
來、袖口は上衣袖の形とし開閉し得られ腰物入及
腰帯は自由とし特に寛裕に仕立てる。其他の形式
は上衣一號に準ずる。

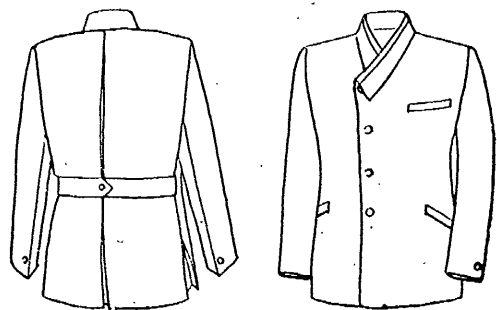
一七

247

(2 部)

面 背

面 前



中衣三號

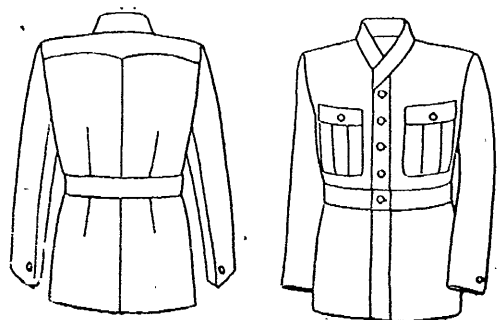
日本服装の傳統を充分に重んじ襟は和服合せ襟の形式を採り背縫宮袋及下脇袋を附け裾の形及帯は自由、袖は上衣袖と同一型とし胸物入は通常左に一個、腰物入は自由とす。

一ノ

244

面 背

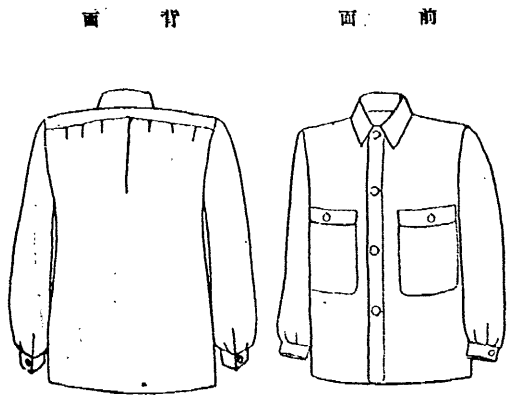
面 前



中衣二號

日本服装の形式を近代化したもので襟は純日本襟型とし下襟を附け得られ胸物入を附し袖口は一號型に準じ腰物入は自由とする。

二ノ



中衣四號

襟は立折襟式とし、袖口は釦止めで、物入は自用とする。

三、裁断割出し圖

國民服(男子用)の上衣及中衣各四種の裁断割出し圖は、標準寸法の實物大のものを頒布してゐるが、その割出製圖方法は一つの標準を示したものであつて、其の他の割出方式を以て製圖裁断するも國民服標準型の基本型式を破らないものが出来上るならば、如何なる方法を以てしても差支へはない。但し此の場合は一應被服協會の同意を得るの手續きを探つて許容せられた上、始めて一般に推奨普及せられるやうにしてほしい。

なほ、右の國民服(男子用)標準寸法裁断割出し圖は上衣及中衣各號型四種、計八種あり被服協會で頒布してゐるが、各種いづれも定價參拾錢、郵送料參錢(八種を一組として郵送の場合は料金九錢)である。

着裝竝に用例

一、國民服(男子用)(上衣、中衣、袴)は一般常服として着裝すること従来の背廣服に於けると同様

であるが、在來のカラー、ネクタイ、チヨツキ、ワイシャツを使用せず、之に代うるに中衣を以てするところに着装上の一大特色を有してゐる。

二、從來の背廣服を所有してゐて國民服上衣、中衣の一組を調製する必要のない場合も、在來のワイシャツ、チヨツキ、カラー、ネクタイの組合せを廢して、中衣のみを製作着用し、その上に從來の背廣服の上衣を併用するといふ方法を採ることを推奨する。即ち先づ中衣を採用して、國民服常用に一步を踏み入れることが望ましいのである。

三、國民服は一般儀禮用として、吉凶社交の際着用し得られる慣行とする。此の場合には、別に定める儀禮章を附し、且なるべく中衣の襟に白地の下襟を附ける。なほ清淨な中衣、上衣を着装するを禮とするのは云ふまでもない。

四、夏季或は活動時、執務時等に於ては中衣のみの着装でも非禮とはならない。但し此の場合には中衣の襟は袴の上に出すのを通例とする。夏季の如きは、全然上衣を用ひず、中衣即上衣として見做すことが出来、冬季には冬の上衣を其上に着用すれば、冬服の組合せが完成することになる。即ちこの中衣は夏の上衣と冬の下着とを兼用するといふ考へ方である。

五、中衣の上には在來の和服を着用することが出来て、和服との襟合せはよく適合し、且つ襟の着崩

れは全く無く便利である。

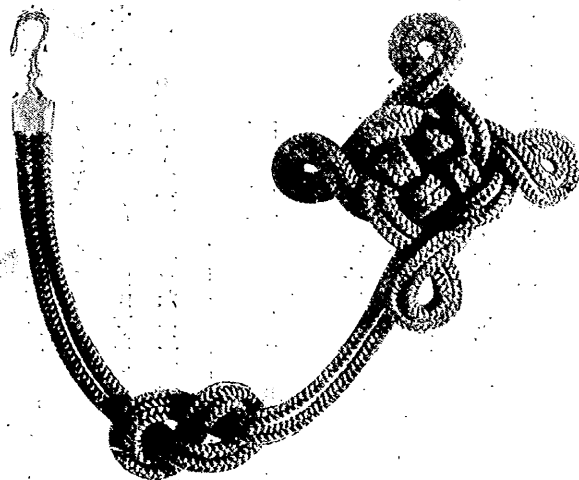
六、團體の制服或は友交集團等の被服として用ふる場合は一定の個所に比較的簡單に着脱し得る徽章類を添付することが出来る。

七、上衣と中衣の組合せは自由である。例へば上衣一號型に必ず中衣一號型を組合せなくてもよいのである。即ち上衣一號型または二號型に中衣三號型を組合せて着用しても差支へないのである。

國民服儀禮章

國民服は冠婚葬祭その他一般儀禮の場合に際しても、之を着用する建前であるが、この場合には慶弔いづれにも嚴肅、敬虔、鄭重の衷情を表現するため儀禮章を佩用することとする。(「着裝竝に用例」の項参照)即ち寫眞に示すが如き儀禮章を創定した所以であるが、これは所謂ゆかりの色滌き古代紫の大和風紐を主體としたもので、我が榮國の大精神「八紘一宇」を形象し、之を左胸心臓部に位置せしめ、二本の結び紐で第二釦に懸けるのであるが、「弔」または「喪」に際しては此儀禮章と共に更に

國民服儀禮章



左腕に黒布を巻くのを例とする。

さて、儀禮章は禮服を單純化するためのものであつて、一般に行はれてゐる團體員のメダルとか、集會の役員または係員のマークとか、その他の單なる徽章、紋樣標識類とは勿論同性質のものではない。故に之はあくまでも儀禮に對する誠意と眞情を具現したものととして佩用するの心持でありたい。

なほ、この國民服儀禮章の價格は、一般市販において金一回程度で出來ることになつてゐる。

さらに、この儀禮章には、各自の家紋または櫻花模様のものに限り(その質の如何は問はず)左胸部に位置する主座に添加するは自由である。

.....これは國民服標準型の上衣二號及中衣二號を着せし儀禮章を佩用したるものを示す.....



二五

277



.....これは國民服標準型の中衣二號.....

二六

色相の標準

國民服地質の色相を國防色と限定したのは、國民服を一朝有事の際に國防上に役立たしめる趣旨に副ふ爲であることは云ふ迄もない。

従つて國民服地の色相は現在陸軍で採用してゐる帶青茶褐色のものとすれば最適なわけであるが、一般國民用としては、單一色に限定するのは不適當であり、各人の趣味、嗜好をも多少加味することが出来る範圍を残す意味に於て、茶褐色の範圍を擴大して、鶯茶色から灰色を帯びた色相に至る迄多少の濃淡を與へて、色々の色相を以て國防色の種類とし、此範圍内にあるものは、國民服地として採用し得ることとしてゐる。

大小號數區分

國民服は普通個人が作る場合には、一般の洋服業者に註文して採寸製作をなし、又は採寸表を送付すれば被服協會においても調製の斡旋をするが、各種の團體に於て制服として採用せんとする場合に

二七

248

は其の大量生産ならびに廉價供給を企圖する必要があるので、被服協會に於ては國民服に大小號數區分を設けて、之によつて團體員各自の體格に適合する服型を撰び、之を集計して「何號」何百名分、「何號」何十分と云ふ如く、註文製作および配給をなし得るやうにする。而して、この國民服の號數區分は、着用者の體格に應じてその服の適合を良好ならしめるために大小、長短の階級區分を比較的多く作つてある。

なほ、この號數區分による各號數の服の各部位標準寸法は別項に表示しておく。

服地質の標準規格

國民服用地質は國防色のものなれば當分如何なる地質のものを探つて着用するも差支ないのであるが、國民服制定の趣旨に副ふ爲には耐久力あるものを推奨する。然し乍ら現在の纖維類統制下にあつては純毛、純綿服地を探ることが出来ないで、茲に標準地質として、商工省令による毛織物、ス・フ織物等の標準規格の中から國民服として適當と認められるものを選び、之を暫定規格として將來生産されるものを採用基準とする。

即ち下表の通りである。なほ右の地質以外のもので、現に市販の國防色地質類も、被服協會又はその指定委託する検査機關に於て検定し、國民服の地質として適當と認めたるものは推奨する。

一、毛製品 (毛を重量割合に於て一割以上含むものを謂ふ)

1 サーチ類 (國防色)

商工省規格	番		經未數	緯未數	幅	長	其他	主要用途
	經	緯						
第一號	六〇/二	六〇/二	一〇	一〇	一四五	五〇	五分斜文	中衣
第二號	四八/二	四八/二	三〇	三〇	一四五	五〇	同	冬の中衣、又は夏の上衣及袴
第三號	三六/二	三〇	二八〇	二六〇	一四五	五〇	同	同
第四號	三六/二	三六/二	二七二	二四八	一四五	五〇	同	同

2 羅紗類 (國防色)

249

商工省規格 番 號	香 手		幅	長	重 量	主 要 用 途
	經 糸	緯 糸				
第 二 二 號	一七番以上	一七番以下	一四四以上	四〇	三六〇	冬の上衣及袴
第 二 三 號	七五以上	七五以下	一四五	四〇	四四〇	同
第 二 四 號	三五以上	三五以下	一四五	四〇	五二〇	同
第 二 五 號	五五以上	五五以下	一四五	四〇	六〇〇	同
第 四 〇 號	三番以上	四番以下	一四五	四〇	二八〇	同
第 四 一 號	三番以上	四番以下	一四五	四〇	三三〇	同
第 四 二 號	七五以上	七五以下	一四五	四〇	四〇〇	同
第 四 三 號	三五以上	三五以下	一四五	四〇	四八〇	同
第 四 四 號	又三番以上 又三番以上	又三番以上 又三番以上	一四五	四〇	五六〇	同

3 アルバカ裏地

アルバカ裏地としては商工省標準規格第一四號、第一五號を採る。

二、ス・フ 製品 (國防色)

商工省規格 番 號	香 手		幅	長	備 考	主 要 用 途
	經 糸	緯 糸				
サーシ第四號	三〇番以上	三〇番以下	六〇三	三二五		冬の中衣、又は夏の上衣及袴
サーシ第五號	二〇番以上	二〇番以下	五五六	五五〇		同
サーシ第六號	四〇番以上	四〇番以下	八四六	五五〇		同
サーシ第七號	三〇番以上	三〇番以下	六〇三	五〇〇	糸染國防色	同
先染サーシ	二〇番以上	二〇番以下	六〇三	五〇〇	止霜降防上色	同
小倉第七號	三〇番以上	三〇番以下	六〇三	五〇〇		同
ポプリン第三號	四〇番以上	四〇番以下	五三三	三二五		夏の中衣

三、梳織糸製品 (國防色)

商工省標準規格梳織糸製品中耐久力に富むものを採用する。(夏の上衣、袴または冬の中衣に適當)

四、更生糸製品 (國防色)

更生糸製品中耐久力に富む地質を採用する。(主として夏の上衣に適當)



五、絹製品（絹防色）

絹製品中の耐久力に富むものを採用する。（主として中衣に適當）

服地及縫製註文に就て

一、服地に就て

國民服の生地は前述の標準規格品が、やがて一般市販において爲される筈であるが、被服協會に申込まれた向に對しては、手持品のある限り之に應ずる計畫であり、昭和十五年中の冬服地註文に對しては八月以降これに應じ得る見込である。

二、縫製註文に就て

國民服の縫製に就ては需要者に於て、一般民間洋服業者に註文製作する外、次の各項により被服協會に於ても斡旋する。

(1) 個人の註文製作に就ては、別項の如き身體寸度測定記入票に採寸記入して製作方申し出ある

時は、假縫なしの註文製作につき及び號數區分製品についても斡旋する。

(2) 團體の多數註文に就ては、前記大小號數區分に基く別項の基礎寸法表ならびに仕立上り寸法表に據り號數及び所要數を明記して申し出あるときは調達方斡旋する。

(3) 希望によりては上衣、中衣、袴各別の註文に對しても右と同じく斡旋する。

三、被服協會に對する服地及縫製註文に當つては住所氏名を明記せる註文書を提出されたく、なほ細部に就ては問合せられたい。

調製價格の基準

國民服は創定要因の一つから云つても、なるべく耐久力のある地質で、然も出来るだけ價格を低廉ならしめたいのであるが、我國現下の實情上必ずしも容易ではない。また、地質や屬品に就ては公定價格等あるものは之によること勿論だけれども、縫製工料に就てはその所謂適正を定めることは今のところ至難なものがある。しかし被服協會では慎重に檢閲して別項に表示するやうな基準（昭和十五年四月調）を算出した。尤も之は協會自身が縫製の依頼に應ずる場合の工料であるから附言して置く。

國民服基礎寸法表 (耗)

部位	區分	號別	身長			衣長			袖長			襟圍			胸圍		
			各	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
イ	一	七三〇	一、七三〇	六九五	五八五	四〇五	三八五	三六五	一、〇一〇	九五〇	八九〇	八六〇	八六〇	八六〇	八六〇	八六〇	
ロ	二	六七五	一、六七五	六八〇	五七〇	四〇〇	三八〇	三六〇	九八〇	九二〇	八六〇	八三〇	八三〇	八三〇	八三〇	八三〇	
ハ	三	六二五	一、六二五	六六五	五五五	三九五	三七五	三五五	九五〇	八九〇	八三〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	
ニ	四	五七五	一、五七五	六五〇	五四〇	三九〇	三七〇	三五〇	九二〇	八六〇	八〇〇	七七〇	七七〇	七七〇	七七〇	七七〇	
ホ	五	五二〇	一、五二〇	六三五	五二五	三八五	三七五	三五五	八九〇	八三〇	七七〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	

三四

部位	區分	號別	身長			胸圍			背圍			腕圍		
			各	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
イ	一	七三〇	一、〇八〇	三六〇	三八〇	四〇〇	七六〇	八二〇	八八〇	八八〇	八八〇	八八〇	八八〇	
ロ	二	六七五	一、〇四五	三五五	三七五	三九五	七四〇	八〇〇	八六〇	八六〇	八六〇	八六〇	八六〇	
ハ	三	六二五	一、〇一〇	三五〇	三七〇	三九〇	七二〇	七八〇	八四〇	八四〇	八四〇	八四〇	八四〇	
ニ	四	五七五	九七五	三四五	三六五	三八〇	七〇〇	七六〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	
ホ	五	五二〇	九四〇	三四〇	三六〇	三七五	六八〇	七四〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	

【備考】

一、本表は身長を基礎として各要部の寸法を算出したものである。
 二、本表は身長一四九釐以上を五號制として之を太、並、細に區分する場合の標準寸法(袖長、襟下の上より測定したる)を示すものである。

三五

【備考】一、各縫代の程度は一〇耗
 二、中衣の寸法は上衣に準ずる。但し衣長は二〇耗、袖長は五耗乃至一〇耗短かくする。
 三、第一號型乃至第三號型襟長は其頂線(折返部)に於て襟端間を測り第四號型の襟長は其附根を測る。

分 部 の 通 共							
裾	臂	腰	袴下	袴長	袖口	袖長	胸幅
細並太	細並太	細並太	各	並太	細並太	各	細並太
四四四 六七八 〇〇〇	一一三 九四一 〇〇〇	八九〇 九四一 〇〇〇	七〇〇 六六七 五五五	三三三 〇一二 五五五	三三三 五三三 五五五	三三四 三七九 五五五	三四四 八〇二 五五五
四四四 五六七 五五五	一一二 六一八 〇〇〇	八九九 六一八 〇〇〇	七〇〇 六三三 〇〇〇	三三三 〇〇〇 〇〇〇	三三三 五三三 〇〇〇	三三四 八七九 〇〇〇	三四四 八〇二 〇〇〇
四四四 五六七 〇〇〇	一一二 三八四 〇〇〇	八八九 一八五 〇〇〇	七〇〇 〇〇〇 〇〇〇	二二三 九〇一 五五五	三三三 五六八 五五五	三三四 七九一 五五五	三四四 七九一 五五五
四四四 四五六 五五五	一一二 〇五二 〇〇〇	八八九 〇五二 〇〇〇	六九九 七六七 五五五	二二三 九〇一 〇〇〇	三三三 五六八 〇〇〇	三三四 七九一 〇〇〇	三四四 七九一 〇〇〇
四四四 四五六 〇〇〇	一一二 七二九 〇〇〇	八八九 七二九 〇〇〇	六九九 四三四 〇〇〇	二二三 八九〇 五五五	三三三 五六八 五五五	三三四 七九一 〇〇〇	三四四 七八〇 五五五

國民服調製(仕立上り)寸法表 (耗)

號 各	號四衣上	號三衣上	號二衣上	號一衣上	號別						
腹	胸	衣	襟	衣	襟	衣	襟	衣	襟	部	位
圍	圍	長	長	長	長	長	長	長	長		
細並太	細並太	各	細並太	各	細並太	各	細並太	各	細並太		
九〇〇 五〇七 〇〇〇	九〇〇 九六三 〇〇〇	七 四四四 五五五	四四四 三三五 〇〇〇	七 四四四 五五五	四四四 三三五 〇〇〇	七 四四四 五五五	四四四 三三五 〇〇〇	七 四四四 五五五	四四四 三三五 〇〇〇	イ	號
九〇〇 二七四 〇〇〇	九〇〇 六三九 五〇五	七 四四四 〇〇〇	四四四 一三五 〇〇〇	七 四四四 〇〇〇	四四四 一三五 〇〇〇	七 四四四 〇〇〇	四四四 一三五 〇〇〇	七 四四四 〇〇〇	四四四 一三五 〇〇〇	ロ	號
八九〇 九四一 〇〇〇	九〇〇 四〇六 〇〇〇	六 四四四 五五五	四四四 二四四 五五五	六 四四四 五五五	四四四 二四四 五五五	七 四四四 五五五	四四四 二四四 五五五	七 四四四 五五五	四四四 二四四 五〇五	ハ	號
八九九 六一八 〇〇〇	九九〇 一七二 五〇五	六 四四四 〇〇〇	四四四 二四四 〇〇〇	六 四四四 〇〇〇	四四四 二四四 〇〇〇	七 四四四 〇〇〇	四四四 二四四 〇〇〇	六 四四四 〇〇〇	四四四 二四四 〇〇〇	ニ	號
八九九 三八五 〇〇〇	九九九 九四九 〇〇〇	六 三三四 五五五	四四四 一五三 五五五	六 三三四 五五五	四四四 一五三 五五五	六 三三四 五五五	四四四 一五三 五五五	六 三三四 五五五	四四四 一五三 五五五	ホ	號

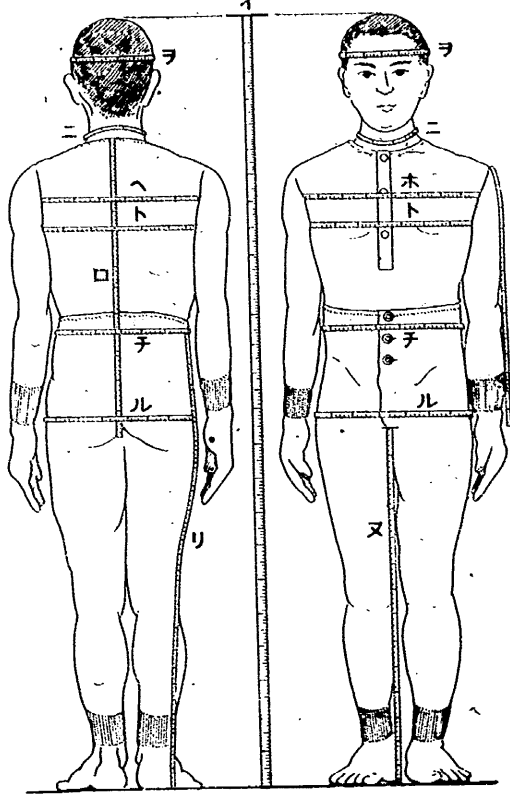
國民服(男子用)縫製工料及主要附屬品入量基準表
(昭和十五年四月調査)

品名	規格	縫製工料		表地	裏地	附屬品
		工料	縫製工料			
上衣一號及袴	一四〇〇〇	一八〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	ス・フ芯 地第六號 (幅三九吋)
上衣二號及袴	一六〇〇〇	二〇〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	ス・フ第 一號 (幅三九吋)
上衣三號及袴	一八〇〇〇	二二〇〇〇	一七〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	ス・フ第 二號 (幅三九吋)
上衣四號及袴	二〇〇〇〇	二四〇〇〇	一九〇〇〇	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	ス・フ第 三號 (幅三九吋)
中衣一號	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	ス・フ第 四號 (幅三九吋)
中衣二號	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	ス・フ第 五號 (幅三九吋)
中衣三號	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	ス・フ第 六號 (幅三九吋)
中衣四號	一〇〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	ス・フ第 七號 (幅三九吋)

一、本表ハ普通體格ヲ基準トシテ算出ス
二、本表ハ各服ノ基準トシテ算出セルモノニ
シテ夏服ノ場合ハ裏地若シテ減ズルモノモ縫製
工料ハ大差ナシ
三、本表ニ示セルモノノ以外附屬品トシテ襟布、
鈕、カタン糸、ホック、テープ等若干ヲ要ス
四、假令ノ場合ハ上衣各號二個増、中衣各號
一個増トス(但シ上衣、袴、中衣同時假令
場合ハ二個増)

國民服註文者身體寸度測定記入票

- 一、身體寸度測定ハ袖袴、袴下一枚ヲ着用シタル上ヨリ正確ニ實測スルモノトス
二、使用ノ物業ハ布製メートル尺ニシテ單位ハ耗トス
三、測定部位左ノ如シ
- (イ) 身長... 直立姿勢に於て頭頂より足底線迄を測る。
 - (ロ) 水長... 頸骨より股着の位置迄を垂直に測る。
 - (ハ) 袖長... 肩骨先端より腕關節の下端迄を測る。
 - (ニ) 襟圍... 頸の附根に沿ひ頸骨上端の窪みたる所迄に測る。
 - (ホ) 胸幅... 前面に於て右腕附縁より左腕附縁迄を測る。
 - (ヘ) 背幅... 後面に於て右腕附縁より左腕附縁迄を測る。
 - (ト) 胸圍... 腕附根に接し乳上周圍を水平に測る。
 - (チ) 腹圍... 前は臍上後は臍骨上部の窪みたる所を経て腹圍線に測る。
 - (リ) 袴長... 腹圍線より足底線迄を測る。
 - (ヌ) 股下長... 股骨より足底線迄を測る。
 - (ル) 臀圍... 臀部の最も太き所を水平に測る。
 - (ヲ) 頭圍... 耳附根の上方向約二〇耗の所を水平に測る。



住所	實測部位	寸法
イ	身長	
ロ	水長	
ハ	袖長	
ニ	襟圍	
ホ	胸幅	
ヘ	背幅	
ト	胸圍	
チ	腹圍	
リ	袴長	
ヌ	股下長	
ル	臀圍	
ヲ	頭圍	

氏名

希望型	1	2	3
上	1 號	2 號	3 號
中	1 號	2 號	3 號
小	1 號	2 號	3 號

摘要
特に身體に癖のある方は註記のこと。
寸法は明瞭に記入すること。
希望の型に〇印を附すること。

昭和十五年五月三日印刷
昭和十五年五月五日發行

定價金五錢
送料金三錢

版權
所有

發行所

被服協會

東京市王子區赤羽町
陸軍被服本廠內

電話大塚二番一五番
攝津東京七六〇一七番

編輯
行轉
人兼

東京市王子區赤羽町
陸軍被服本廠內
二木貞雄

印刷所

東京市麩町區永田町一丁目四番地
小林又七印刷所

印刷人

東京市麩町區永田町一丁目四番地
小林又七